

水事業特別会計補正予算第1号、議案第74号  
平成23年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号、議案第75号 平成23年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号、議案第76号 平成23年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号、議案第77号 平成23年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、議案第78号  
平成23年度長井市水道事業会計補正予算第2号  
つきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等につきましては、十分に意を用いられ、事務の執行に当たられますよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第11、議案第69号 平成23年度長井市一般会計補正予算第5号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第69号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、議案第69号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第70号 平成23年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号から、日程第19、議案第77号 平成23年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの8件

について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、一括して採決いたします。

日程第12、議案第70号から日程第19、議案第77号までの8件について、予算特別委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第78号 平成23年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第78号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、議案第78号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 委員会付託の省略について

○蒲生光男議長 お諮りいたします。

これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

## 日程第 2 1 議案第 7 9 号 市政功 労者の表彰について外 7 件

○蒲生光男議長 それでは、日程第21、議案第79号 市政功労者の表彰についてから、日程第28、議案第86号 市政功労者の表彰についてまでの8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第79号から議案第86号までの8議案についてご説明申し上げます。

これらはいずれも市政功労者の表彰についてございまして、議案第79号では、長井商工会議所等の役員並びに館久保地区長、伊佐沢地区長会長等の要職を歴任され、市政の発展と市民福祉の向上に尽くされた山田儀重さんを、長井市表彰条例第2条第1項第3号の規定に該当する市政功労者として、議案第80号では、あけぼの町地区長並びに長井市議会議員として市政の発展と市民福祉の向上に尽くされた渡部久男さんを、同条例第2条第1項第1号の規定に該当する市政功労者として、それぞれ表彰いたしたくご提案申し上げます。

次に、議案第81号でございますが、去る9月24日に逝去されました故鈴木武次さんを、同条例第2条第1項第1号の規定により市政功労者として表彰いたしたくご提案申し上げます。

ことし5月まで長井市議会議員として活躍されていた鈴木さんには、長井市の発展に向けて引き続きご指導を賜りたいと考えていたところございまして、まことに残念でなりましたが、市民の皆様とともに心からご冥福をお祈りしたいと存じます。

次に、議案第82号以降についてご説明いたし

ます。

議案第82号では、長井市立総合病院及び公立置賜長井病院の院長として自治体病院の充実に尽力されるなど、市政の発展と市民福祉の向上に尽くされた飯野正典さんを、同条例第2条第1項第1号の規定に該当する市政功労者として、議案第83号では、長井市議会議員として市政の発展と市民福祉の向上に尽くされた鈴木良雄さんを、同条例第2条第1項第1号の規定に該当する市政功労者として、議案第84号では、長井市議会議員として市政の発展と市民福祉の向上に尽くされた藤原民夫さんを、同条例第2条第1項第1号の規定に該当する市政功労者として、議案第85号では、長井市議会議員として市政の発展と市民福祉の向上に尽くされた鈴木新助さんを、同条例第2条第1項第1号の規定に該当する市政功労者として、議案第86号では、長井市議会議員として市政の発展と市民福祉の向上に尽くされた蒲生吉夫さんを、同条例第2条第1項第1号の規定に該当する市政功労者として、それぞれ表彰いたしたくご提案申し上げます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

本案はいずれも人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、順次採決いたします。

まず、議案第79号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第79号は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第80号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第80号は、原案に同意すること

に決定いたしました。

次に、議案第81号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第81号は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第82号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第82号は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第83号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第83号は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第84号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第84号は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第85号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第85号は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第86号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第86号は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第30 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○蒲生光男議長 次に、日程第29、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第30、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 諮問第1号及び諮問第2号についてご説明申し上げます。

この2件は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

諮問第1号では、平成23年12月31日をもって任期満了となります石山泰子氏を改めて推薦いたすため、諮問第2号では、同じく12月31日をもって任期満了となります平田朝子氏を改めて推薦いたすため、ご提案申し上げるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、順次採決いたします。

まず、諮問第1号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案に同意することに決定いたしました。

+

次に、諮問第2号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、原案に同意することに決定いたしました。

### 日程第31 議会案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

### 日程第32 議会案第7号 原子力発電からの脱却とエネルギー政策の転換を求める意見書の提出について

○蒲生光男議長 次に、日程第31、議会案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について及び日程第32、議会案第7号 原子力発電からの脱却とエネルギー政策の転換を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号7番、我妻 昇議員。

(7番我妻 昇議員登壇)

○7番 我妻 昇議員 議会案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、ご説明申し上げます。

本案は、先ほどの請願第3号の採決に基づき提案いたすものであります。

全国的に経済状態、雇用情勢が停滞する中、追い打ちをかけるかのようにさきの東日本大震災は、被災地はもとより東北、関東の多くの自治体経済状態にこれまでにない社会的、経済的影響を及ぼしております。

地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティーネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっております、地域経

済と雇用対策の活性化、介護、福祉政策の充実、農林水産業の復興、振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野を充実・強化することが求められています。

よって、来年度予算においても責任ある復興費の確保はもとより、今後増大する財政需要を地方財政計画、地方交付税措置に的確にかつ継続的に反映させるなど、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けての対策を求める意見書を国及び政府機関に提出するために、提案するものであります。

よろしくご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、議会案第7号 原子力発電からの脱却とエネルギー政策の転換を求める意見書の提出について、ご説明を申し上げます。

本案は、本年3月11日に発生した東日本大震災により福島第一発電所がメルトダウンを起こし、いわゆる警戒区域あるいは計画的避難区域に指定された地域の住民は故郷を追われ、絶え間ない不安とストレスの中で避難生活を送っております。

また、本県をはじめ、東北、関東という我が国の食料やものづくりの基地も放射性物質による汚染や風評被害にさらされるなど、心理的にも社会的にも未曾有の事態に陥っております。

こうした原子力発電所を取り巻く安全神話が完全に崩壊する中、子々孫々に持続可能な社会を引き継ぐためにも、この原子力発電による事故を教訓に脱原発の期限を定め、そこに至る工程表を設定すること。高経年化している原子力発電所の運転を認めないこと。さらには、社会や経済など、この国のあり方と将来をしっかりと見据え、再生可能エネルギーへの転換など、エネルギー政策を構築することを求める意見書を国及び政府関係機関に提出するために、提案するものであります。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 議会案7号についてお聞かせをいただきたいと思いますが、まず、この議会案第7号の意見書については、何に基づいてこの意見書を出されようというふうになったのか。経過についてお聞かせをいただきたいのが第1点です。

もう1点は、記でいういわゆる脱原発の期限を定め、そこに至るまでの工程表の設定を行うことということになっているわけですが、これは具体的に言うとはどういうことを目指そうとされているのか。

さきの請願とこれ同じようなこと言ってるんじゃないかと私は感じますが、この目指すところどこにあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それとこの記の2でいう原子力発電所の安全を確保するため、高経年化している原子力発電所の運転延長を認めないことについていうのがありますけれども、57の原発があるというふうに言われますが、その中で、では高経年化してない原発というのはどれくらいあって、稼働しているというふうになってる原発はどれくらいあるのか。具体的にどこを目指しているのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

○蒲生光男議長 我妻 昇委員長。

○7番 我妻 昇議員 まず、何を根拠にということですが、委員会の中ではさきの請願を不採択といたしました。ただ、不採択のままでいいのかという議論に至りまして、しかるべき意見書を提出すべきだとの委員からの意見に基づいて、皆で協議会を開いて協議をしたところでございます。

また、脱原発の趣旨が請願の趣旨と同じではないかということですが、常任委員会のところでは速やかということとは即時というふうに解釈をいたしました。先ほど勝手に解釈というような表現をなされましたが、常任委員会の審議の中ではそのように解釈せざるを得ないという結論だったというふうに判断されたと思っております。

また、3つ目の質問の高経年化の原子力発電所については、詳しくは協議会のほうでは審議してはおりませんが、高経年化している原子力発電所はこれ以上延長を認めないほうがいいだろうという趣旨でございます。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 答弁ありがとうございました。

私、先ほどの総務委員会の報告を聞いておって、何で即時と速やかになっていうところでそんなにこだわんなねかったかなって正直に感じたんです。この意見書を見たらそうあんまり変わらないことが載っておって、これを意見書として出すというふうなことになるわけですが、だとすればすんなりとあの請願を採択をした上でこのような意見書を出されたほうが私は格好としてはよかったなと感じますが、そこはどのような感想を持っておられるか、そこだけお聞かせください。

○蒲生光男議長 我妻 昇委員長。

○7番 我妻 昇議員 常任委員会の質疑の中で速やかにはどういうことかということが2度ほど質疑なされたかと思いますが、明確に即時とは全く違うという紹介議員の答弁をいただいておりますので、委員の皆様は速やかには即時だというふうに解釈されたのだと思っておりますし、そこにこだわらざるを得なかったというふうに判断されたんだと思っております。

○蒲生光男議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、順次、討論、採決を行います。

まず、日程第31、議会案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての1件について、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会案第6号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第32、議会案第7号 原子力発電からの脱却とエネルギー政策の転換を求める意見書の提出についての1件について、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会案第7号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、議会案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

### 日程第33 議会案第8号 山形県立長井工業高等学校の4学科4学級の維持を求める意見書の提出について

○蒲生光男議長 次に、日程第33、議会案第8号 山形県立長井工業高等学校の4学科4学級の維持を求める意見書の提出についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号13番、高橋孝夫議員。

(13番高橋孝夫議員登壇)

○13番 高橋孝夫議員 議会案第8号 山形県立長井工業高等学校の4学科4学級の維持を求める意見書の提出について、ご説明を申し上げます。

本案は、先ほどの請願第4号の採択に基づき、提案するものです。

今般、山形県は西置賜地区の高校再編整備計画において、長井工業高等学校を4学級から3学級に減らす方針を示しましたが、これからの長井・西置賜地区を支える人材の育成を考えたとき、地元に残り、地元企業を支え、成長させる人材の育成がこれからの地域社会の活性化にとって不可欠であり、多様な選択肢を持つ実業高校の重要性は明らかです。

将来の長井・西置賜地区の活力にも影響を及ぼす長井工業高等学校の学級減の考え方には納得することができません。よって、現在の西置賜地区の高校再編整備計画を見直し、長井工業高等学校の4学科4学級の維持を求める意見書を案のとおり、山形県知事、山形県教育委員会委員長に提出をするため、提案するものです。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議会案第8号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会案第8号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、議会案第8号は、原案のとおり決定いたしました。

### 日程第34 議会案第9号 日本海国土軸の構築と社会資本整備を求める意見書の提出について

○蒲生光男議長 次に、日程第34、議会案第9号 日本海国土軸の構築と社会資本整備を求める意見書の提出についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席15番、小関勝助議員。

(15番小関勝助議員登壇)

○15番 小関勝助議員 議会案第9号 日本海国土軸の構築と社会資本整備を求める意見書の提出について、ご説明申し上げます。

本案は、さきの3・11東日本大震災を契機に、東北地方におけるリスク分散や代替機能の整備が不十分であることが顕著化し、迅速かつ安定した日本海側と太平洋側を結ぶ物流ルートや高速交通網を整備することが急務であることから、災害に強い日本海側の国土軸構築に必要な社会資本整備を求める意見書を、国及び政府関係機関に提出するため、提案するものであります。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議会案第9号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会案第9号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。よって、議会案第9号は、原案のとおり決定いたしました。

### 日程第35 閉会中における継続審査申出書

○蒲生光男議長 次に、日程第35 閉会中における継続審査申出書の1件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○蒲生光男議長 起立少数であります。

よって、閉会中における継続審査申出書については否決されました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開はブザーをもってお知らせいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○蒲生光男議長 休憩前に復し、会議を再開いた

+

します。

(「議長」の声あり)

○蒲生光男議長 15番、小関勝助議員。

○15番 小関勝助議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま厚生常任委員会から提出された閉会中の継続審査の申し出が否決されたことに伴い、9月1日の本会議で厚生常任委員会に付託され、審査中の議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第44条第1項の規定によって、本日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることを望みます。

(「賛成」の声あり)

○蒲生光男議長 ただいま小関勝助議員から、厚生常任委員会に付託され審査中の議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、本日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることの動機が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、日程第36として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、日程第36として議題することに決定いたしました。

日程第36 「議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、本日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることについて

○蒲生光男議長 それでは、厚生常任委員会で審査中の「議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、本日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることの動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり、決定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、厚生常任委員会で審査中の「議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、本日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることの動議は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開はブザーをもってお知らせいたします。

午前11時33分 休憩

午後3時00分 再開

○蒲生光男議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

なお、加藤弘二教育委員長から早退させてほしい旨の申し出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、会議を続行いたします。

日程第37 議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○蒲生光男議長 休憩中に厚生常任委員長から議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての委員会審査報

告書の提出がありましたので、議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、日程第37として議題といたします。

## 厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信厚生常任委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 平成23年第6回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をし、継続審査と決定しましたが、本委員会の決定が本会議において否決され、本日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることの動機が可決されたことを受け、改めて本日午前11時45分から委員会を開催し、審査をいたしました。

それでは、議案第67号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、子育て支援の推進を図るため、すべての児童センターで延長保育を実施するために提案されたものであります。

直ちに質疑に入り、委員からは、来年度の児童センターの園児募集について今後のスケジュールと周知方法はどうかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは10月14日発行の市報に掲載し、10月17日から11月15日までの受付期間とする予定であるとの答弁を受けたところあります。

また、委員からは、平野児童センターから発行されたお便りに掲載された保育時間の誤りについては訂正されたのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、9月16日に保護者の皆さんに、保育時間は午前8時30分から午後5時までであるという訂正とおわびの文書を出させていただいたとの答弁を受けたところあります。

また、委員からは、開館時間と保育時間の乖離は園児バスの運行時間が原因となっているものであり、バスの運行時間を調整するなどして、この乖離を是正する考えはないか。児童センターで延長保育を実施するためには保育時間と開館時間の整理など、解決しなければならない課題が多いと思うが、この間どのような検討をしてきたのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、10月中に保護者の考え方をよく聞いて、児童センターでのよりよい保育やバスの運行ができるように検討し、調整したい。その経過等についてはその都度議会にも報告するようにしたいとの答弁を受けたところあります。

討論に入り、委員からは、就労状況が非常に厳しい中、保護者の要望に十分こたえられるよう検討するとの答弁があった。本案は、核家族化の進展などで子育てに支援していきたいとの観点から提案されたものであり、保護者が利用しやすく、しかもその要望にこたえていくのが自治体の役割である。また、そのような保護者の願いにこたえている議案であると思う。いろんな問題点があるようなので、共通理解を十分得られるよう入所申し込み間に間に合うように問題点を整理していただくことをお願いして、賛成の意見とさせていただくとの意見が出されたところあります。

また、委員からは、前回、児童センターにおいて保育時間を延長するという事は保育園などと違ってクリアしなければならない課題が多いと申し上げた。それは開館時間と保育時間の乖離、実際に展開されていることとの違いと認

+